

〔注〕2007年6月から改正沿革を付記した。

改正	2007年6月1日	2013年5月11日
	2014年5月11日	2016年5月7日
	2019年4月1日	2020年4月1日
	2021年4月1日	

第1章 総則

(目的)

第1条 中京大学校友会（以下「本会」という。）は、第3条に規定する会員相互の親睦を図り、校友の組織を充実させるとともに中京大学の発展に寄与することを目的とする。

2 本会を中京大学内に置く。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 理事会の開催
- (2) 名刺交歓会、ホームカミングデー等の開催
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) 本会名簿の管理
- (5) 奨学金、課外活動奨励賞、災害見舞金等の給付。なお、奨学金等の支給については、別に定める。
- (6) 海外遠征する中京大学の学部学生、大学院学生及び卒業生への援助及び表彰
- (7) 校友会賞の表彰
- (8) 校友会通信その他必要と認められる出版物の刊行
- (9) 各支部・部会の発展のための支援及び相互協力
- (10) 中京大学の発展に必要な事業に対する支援
- (11) その他必要と認められる事業

第2章 会員及び役員

(会員)

第3条 本会は、次に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 中京大学卒業生
- (2) 準会員 中京大学在學生（学部学生、大学院学生）
- (3) 賛助会員 本会、学校法人梅村学園又は中京大学に支援を申し出た者で、理事会が認めたもの
- (4) 特別会員 中京大学在學生時に学術・文化・スポーツ活動により中京大学に貢献したと理事会が認めた者
- (5) その他の会員 各支部又は各部会に支援を申し出た者

(役員)

第4条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 卒業年度ごとに若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選出)

第5条 会長は、会員のうち、副会長の経験のある者から理事会で選出する。

2 副会長は、会員の中から理事会の議を経て、会長が決定する。

3 理事は、卒業年度ごとに会長が選出する。

4 監事は、会員の内から、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、事業計画及び予算決算の審議並びに会長の選出を行う。

4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第7条 会長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き8年を超えて在任することはできない。

2 副会長の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き10年を超えて在任することはできない。

3 前項以外の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 執行役員会

(執行役員会)

第8条 執行役員会は、次に掲げる役員をもって組織する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) その他会長が必要と認めた者

(執行役員会の任務)

第9条 執行役員会は、第10条第3項に規定する事項の適切性及び有効性について内容を精査し、理事会への提出議案の決定を任務とする。

第4章 理事会

(理事会)

第10条 理事会は、役員をもって組織する。

2 理事会は、年1回以上開くものとする。

3 理事会の審議事項等は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算に関する事。

(2) 事業報告及び決算に関する事。

(3) 役員選出に関する事。ただし、理事は除く。

(4) 会則等の改正に関する事。

(5) その他必要と認められる事。

4 理事会の議長は、会長が当たる。

(成立及び議決)

第11条 理事会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は、出席とみなす。

2 理事会の議決は、出席役員過半数をもって成立する。

第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、入会金、会費及び寄附金をもって充てる。

2 入会金及び会費については、別に定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 名誉会長・名誉顧問・特別顧問等

(名誉会長・名誉顧問・特別顧問・顧問・参与)

第14条 梅村学園名誉総長を名誉会長、同学園理事長を名誉顧問、中京大学学長を特別顧問とする。

2 会長の職にあったものを顧問とする。

3 会長は、理事会の議を経て、副会長、監事又は校友会・教育後援会事務センター長の職にあった者に対して、参与の委嘱をすることができる。

第7章 支部

(支部の設置)

第15条 国内各都道府県、海外に校友会支部を置く。ただし、理事会の承認を得た場合は、各都道府県内に、複数の地区支部及び部会を置くことができる。

第8章 雑則

(所管)

第16条 本会の事業運営を円滑に遂行するため、会長の承認を得て、中京大学校友会・教育後援会事務センターが業務を担当するものとする。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この会則は、1958年3月20日から施行する。

附 則

この会則は、1959年2月10日から施行する。

附 則

この会則は、1984年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、1985年1月26日から施行する。

附 則

この会則は、1991年12月14日から施行する。

附 則

この会則は、1995年6月28日から施行する。

附 則

この会則は、2007年6月1日から施行する。ただし、第10条第2項及び第3項については、2008年度入学生から適用し、それ以前の入学者は、従前の規定による。また、編転入学者については、2008年度入学者の学年進行に従ってこの規定を適用する。

附 則

この会則は、2013年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、2014年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、2016年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2021年4月1日から施行する。